

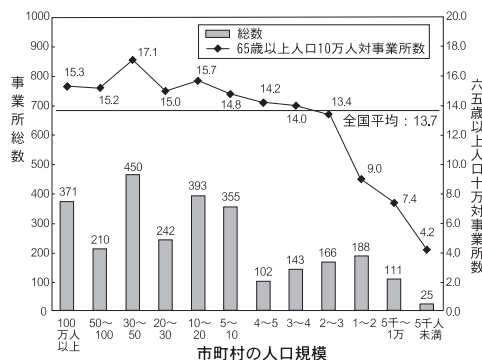
統計の眼

介護サービスの地域格差

十月から要介護認定が始まり、介護保険制度の施行に向けて本格的に動き出した。介護保険制度では市区町村が主体となり在宅サービス、施設サービスを基本としてサービスが提供されるが、市区町村の人口規模などにより様々な地域間格差の問題が生じているようだ。そこで、在宅面、施設面での地域格差をみてみた。在宅サービスの一つである訪問看護について、厚生省の「平成十年度訪問看護統計調査」により訪問看護ステーションの設置状況をみると、平成十年十二月末現在、訪問看護ステーション以下、事業所という数は三、三三九であり、新ゴールドプランの目標値五、〇〇〇に対して六二・八％である。また、市町村の人口規模別に設置状況をみると、三〇〇・五〇万人未満が四五〇〇事業所総数の一六・三％、次いで一〇〇・二〇万人未満が三九・三（同四・三％）となっており、六五歳以上人口一〇万対事業所数は、全国平均で一三・七であるが、「五万人未満」の市町村では一〇・三と低くなっている（図）。

一方、事業所の整備状況をみると、全国三、三七一市区町村のうち、六二・五％の市区町村で設置されておらず、都道府県別では、福島県、山梨県、長崎県などで事業所のない市区町村割合が多かった。施設サービスをみると在宅面とは逆に、都市部に整備の遅れがみられる。厚

人口規模別市町村における訪問看護ステーション数



生省によると平成十一年六月現在、「老人保健施設報告」の老人保健施設の入所定員は二〇万七、三三一人（二、三七六施設）で、新ゴールドプランの目標値二八万人に対して七四％である。さらに六五歳以上人口一〇万対入所定員数を都道府県別でみると、全国平均一、〇一一一人に対して、「東京都」が三三八・八人、「神奈川県」が四四五・七人、「京都府」が五五・三人などと少ない。

これら地域格差が生じる要因として、小規模の町村では民間事業者の参入が難しく、都市部では土地の価格が高いことなどがあげられよう。

介護保険制度の施行まで半年、これら地域格差がそのまま被保険者へのサービスの格差とならないことを願いたい。（金子）